

平成30年 6 月和水町議会定例会会議録

平成30年 6 月 8 日和水町議会第 2 回定例会を議場に招集された。

1. 平成30年 6 月 8 日午前10時00分招集

2. 平成30年 6 月 8 日午前10時00分開会

3. 平成30年 6 月 8 日午前11時18分閉会

4. 会議の区別 定例会

5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(12名)

1 番 荒 木 宏 太	2 番 白 木 淳	3 番 齊 木 幸 男
4 番 坂 本 敏 彦	5 番 竹 下 周 三	6 番 高 木 洋一郎
7 番 秋 丸 要 一	8 番 松 村 慶 次	9 番 庄 山 忠 文
10 番 池 田 龍之介	11 番 森 潤一郎	12 番 蒲 池 恭 一

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

な し

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	北 原 望	書 記	泉 法 子
---------	-------	-----	-------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	高 巢 泰 廣	教 育 長	小 出 正 泰
総 務 課 長	上 原 真 二	総合支所長兼住民課長	樋 口 哲 男
会 計 管 理 者	高 岡 悦 雄	まちづくり推進課長	高 木 浩 昭
税務住民課長	石 原 康 司	健康福祉課長	坂 口 圭 介
商工観光課長	大 山 和 説	建 設 課 長	中 嶋 光 浩
農林振興課長	富 下 健 次	農業委員会事務局長	松 尾 修
学校教育課長	下 津 隆 晴	社会教育課長	前 淵 康 彦
町立病院事務部長	池 上 圭 造	特別養護老人ホーム施設長	樋 口 幸 広

12. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4		行政報告及び施政方針
日程第 5	議案第31号	和水町新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免税条例の一部改正について
日程第 6	議案第32号	和水町税条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第33号	和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 8	議案第34号	和水町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第 9	議案第35号	平成30年度和水町一般会計補正予算（第 2 号）について
日程第10	議案第36号	平成30年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）について
日程第11	議案第37号	平成30年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 1 号）について
日程第12	議案第38号	平成30年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について
日程第13	議案第39号	平成30年度和水町春富財産区特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第14	議案第40号	平成30年度和水町病院事業会計補正予算（第 1 号）について
日程第15	議案第41号	字の区域の変更について
日程第16	議案第42号	定住自立圏の形成に関する協定の締結について
日程第17		陳情等の常任委員長付託について

開会 午前10時00分

○議長（蒲池恭一君） 起立願います。おはようございます。

御着席ください。

ただ今から本日の会議を開きます。平成30年度第 2 回和水町議会定例会を開会いたします。

本日は、各報道関係の皆様より、写真、ビデオカメラの撮影の申出がありましたので許可しております。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（蒲池恭一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3 番齊木幸男君、4 番、坂本敏彦君を指名いたします。

日程第 2 会期決定の件

○議長（蒲池恭一君） 日程第 2、会期決定の件を議題にいたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から 6 月15日までの 8 日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月15日までの8日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（蒲池恭一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成30年第2回和水町議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私極めて御多忙のところ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出された諸議案は、条例4件、補正予算6件、人事3件、報告3件、その他2件で計18件であります。この諸議案につきましては、後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望してやまない次第であります。

各位には、十分御自愛の上、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本定例会に上程された議案及び一般質問事項のため、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下、教育委員会の説明者の出席を要請しております。

3月定例会以降の主な行事及び地方自治法の規定に基づき報告を受けた本町の一般会計及び特別会計の出納検査等の状況は、お手元に配付しております。

以上、諸般の報告を終わり、開会の挨拶といたします。

日程第4 行政報告及び施政方針

○議長（蒲池恭一君） 日程第4、行政報告及び施政方針を行います。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成30年度、平成30年第2回和水町議会6月定例会の開催に当たりまして、一言御挨拶並びに所信を述べさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、何かと御多忙の中御出席を賜り、心より感謝申し上げます。また、本日は傍聴に来ていただきました町民の皆さんに感謝申し上げます。

去る4月16日の町長就任式を経まして、和水町の町長を拝命いたしまして、町政の重責を負わせていただきまして約2カ月余りが経過いたしました。町長就任初の定例議会に当たり、私の所信の一端を申し述べさせていただき、町議会議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

我が国の人口は、2015年国勢調査によりますと1億2,711万人で、前回調査に比べ94万7,300人減と、国勢調査開始以降初めて減少に転じました。国立社会保障人口問題研究所が2012年発表した日本の将来推計人口による年齢構成の推移を見ますと、今後、総人口が減少していく中、年少

人口及び生産年齢人口は減少して、老年人口は増加すると推計されております。今後、多くの自治体で生産年齢人口の減少に伴い、税収が減収をして、老年人口の増加による社会保障費等が増大する可能性が高く、国から地方への権限移譲、ニーズの多様化による業務の増加、行財政改革による職員減、老朽化したインフラの更新など、自治体に様々な課題が山積しており、地域が抱えるすべての課題に対して対処していくことは難しくなるのではないかと予想されます。今日までの人口増、税収増を前提にしたシステムを見直し、時代に適合していく必要に迫られています。

このような状況のもとで、安心して暮らしていける地域を持続していくためには、地域と行政が役割を分担して力を合わせてまちづくりを進めていく必要があります。今日、公共を担う主体として、また、行政のパートナーとして共に活動していくための仕組みとして、地域次期組織が注目されております。

和水町におきましても、本格的な人口減少社会を迎え、今日まで人口増加を前提に構築されてきた仕組みや制度を維持するために、人口が減っては困るという発想ではなく、人口が減少していく中、時代でも、地域住民が住み慣れた土地で安心して暮らしていくための仕組みをどう変えていくかという発想が必要と考えます。

具体的な取り組みとして、高齢者を大事にするまちづくり、子育て世代に和水町に住みたいと思ってもらい、実際に移り住んでもらえるような先進教育を提供するまちづくり、そして、起業家が来なくなる、住みなくなるまちづくり、和水町の自然や歴史資源を生かし、外貨を稼ぐ観光のまちづくり、和水町の風土を生かした農業で生活できるまちづくりなどを実現していきます。

一つ、子育てや教育を充実します。菊水区域の学校統合事業は、平成32年4月開校します。国際化に向けた幼児からの英語教育を実施します。学校給食を段階的に無償化します。二つ、定住化に向けた整備を行います。県道・町道の整備を進めます。住宅用地造成を進めます。宅地購入補助、空家の整備を進めます。県道江田交差点改良を進めます。3点目に福祉の充実を図ります。健康予防事業、歯の健康づくりを推進します。高齢者、身体障害者など弱者支援、介護の充実を図ります。おでかけ交通のあいのりくんを充実いたします。4点目、産業の振興に努めます。農地の集積、高度技術取得支援等、担い手の育成を支援し、農林業の振興に努めます。金栗四三氏大河ドラマ放送、菊池川流域米づくり物語の日本遺産指定を観光事業の推進に取り組みます。五つ目、歴史と文化が色づく、豊かなまちづくりを進めます。イメージキャラクターを作り、町の活性化、宣伝活動を強化します。江田船山古墳、田中城など、歴史の回廊づくりに取り組みます。金栗四三生家を整備します。6点目、災害に強いまちづくりに取り組みます。菊池川など河川整備、治山治水事業を推進します。消防・防災体制の整備強化、自然環境の保全に取り組みます。7点目、町民の皆さんと共に歩むまちづくり、広く町民の皆さんの声を聞き、地域活動を支援し、活力向上に取り組みます。また、女性の登用を進め、男女共同参画社会づくりを目指します。

和水町は合併して13年目を迎えておりますが、少子高齢化による人口の大幅な減少が続いています。このことは、地域の自治体維持が難しい状況になりつつあります。このことに関しましては、区長会より10年後を見据えた提言書もいただいております。議会、町民の皆様の御協力、御

支援なくして成し得るものではありません。町民の皆様方の視点に立って、議会・町民・すべての皆様・町職員一体となり、総力を挙げて取り組む必要があります。議員各位の御支援をお願いを申し上げます。

本定例会におきましては、平成30年度和水町一般会計補正予算など条例4件、補正予算6件、その他2件、人事案件3件、報告3件であります。主な事業の内容といたしましては、菊水区域小中学校建設事業16億7,945万円、三加和中学校2階普通教室空調設備212万円、金栗四三顕彰事業3,388万1,000円、町立病院診療棟空調設備改修工事6,240万円、きくすい荘ボイラー修繕工事552万1,000円等であります。これらの議案につきましては、よろしく御審議いただき、いずれも原案どおり承認賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、私は町民の皆さんからの信託をいただきまして重責を担うべく、その御期待に応えるとともに、全力を尽くしてまいりますので、重ねて町・議会並びに町民の皆様の御理解と御支援を賜りますようお願いし、簡単でございますが、私の所信の一端を申し上げまして御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。行政報告につきましては、お手元に資料を配付しておりますので、それを御参考に見ていただきたいと思います。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（蒲池恭一君） これで行政報告及び施政方針は終わりました。

日程第5 議案第31号 和水町新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第5、議案第31号「和水町新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長 高木君

○まちづくり推進課長（高木浩昭君） ただ今議題となりました議案第31号、和水町新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

和水町新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成30年6月8日提出、和水町長高巢泰廣です。

和水町新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免条例の一部を改正する条例。和水町新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免条例（平成19年和水町条例第24号）の一部を次のように改正する。第3条第1号及び第5条第1号中、平成30年3月31日を、平成32年3月31日に改める。附則、この条例は交付の日から施行する。

提案理由、新築住宅及び新築賃貸住宅の取得を税制面から支援し、また、環境面における認定長期優良住宅の建設を促進し、更なる和水町への定住促進を図るため条例を改正する必要がある。これがこの条例案を提出する理由であります。

新旧対照表のほうをお開きください。これまで平成30年3月31日までとしておりましたが、対象期間を更に2年間延長し、平成32年3月31日までといたします。この改正は、地方税法に基づく新築住宅に対する減免措置の対象となる住宅に対して、地方税法で減額された税額の残りの税額を減免することから、地方税法の一部改正により減額措置の期間を2年延長されたことによりまして、本条例も期間を合わせて改正するものでございます。

以上で、議案第31号、和水町新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第6 議案第32号 和水町税条例等の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第6、議案第32号「和水町税条例等の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 石原君

○税務住民課長（石原康司君） ただ今議題となりました議案第32号、和水町税条例等の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

和水町税条例等の一部改正について、和水町税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。平成30年6月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

今回の一部改正につきましては、上位法令等の改正に伴いまして条例を改正することから、まずページの12ページの提案理由のほうから御説明していきたいと思っております。12ページのほうを御覧いただきたいと思います。

提案理由としまして、平成30年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律等、以下、記載しております合計五つの関係法令等がそれぞれ公布されたことに伴いまして、平成30年10月1日以降に施行する分について、和水町税条例の一部を改正する必要がある。これがこの条例案を提出する理由であります。なお、4月1日から施行する部分につきましては、4月の臨時議会におきまして専決処分のほうを御承認いただいております。

主な内容につきましては、新旧対照表のほうで御説明いたします。まず、新旧対照表、下線の引いてある部分が改正した部分となります。まず2ページを御覧いただきたいと思います。この部分は、個人の住民税の非課税の範囲の改正部分となりまして、働き方が様々な面で多様化しております現代情勢の中で、働く人を応援し、働き方改革を後押しする観点から、どのような所得にも適用されるよう基礎控除額に負担を移しまして、控除の範囲をそれぞれ10万円拡充する改正となっております。例えば2ページ一番上のほうで、従来125万円の控除のほうを135万というふうに10万円の拡充がなされております。

同じく、2ページ目の2項の部分で、今まで控除対象配偶者と表現していましたところを、同一生計配偶者と改正がなされております。この部分につきましては、今度の法改正によりまして、

控除対象配偶者の表記のままですと、今回の控除の対象者が従来より限定されますので、適用対象者を従来と同じにするように同一生計配偶者というふうに表記のほうで改正がなされております。

続きまして、5ページのほうを見ていただきたいと思います。5ページのほうは、製造たばこの区分の改正になっております。近年、加熱式のたばこのほうの販売量が急速に増加したことに伴いまして、現在、この加熱式のたばこのほうはパイプたばこに分類されていたものを、新たに加熱式たばこということで新しく区分が創設されております。内容としましては、6ページのほうのオの部分、オの所で、加熱式たばこということで新しく法改正で表示がなされております。

続きまして、7ページのほうを御覧いただきたいと思います。こちらは、たばこ税の課税標準の改正部分となります。先ほど言いました加熱式たばこというのが新しく項目ができましたので、この加熱式たばこの課税表示のほうを改正して追加された部分となります。具体的には、8ページの2項の(2)の部分を見ていただきますと、こちらのほうで加熱式たばこの重量0.4グラムをもって、葉巻たばこ、従来のたばこの0.5本と換算するということが追加されている改正となっております。

また、続きまして7ページを御覧いただきたいと思います。すいません、10ページのほうを次はよろしくお願いします。10ページのほうで、本来のたばこ税の税率のほうを、今回の改正で、1000本につき5,692円、430円の増額の改正がなされております。

続きまして13ページ、これ以降の改正につきましては、先ほどのたばこ税の税率改正のほうで、今から3段階で改正されることに伴いまして、13ページ以降はそれぞれ段階的な改正部分の新旧対照表となっております。特にたばこ税のほうは、15ページのほうが最後のページになりますが、平成33年10月1日に、1,000本につき5,652円、ここまで改正がありますので、この部分までがたばこの税率改正ということで、13ページ以降改正をなされております。

最終的に、このたばこ税に関しましては、国と地方税、合計合わせまして、1本当たり3円、一箱、今、20本入りになりますので、1箱に換算しますと、20本入りで60円の引上げとなる改正となっております。

以上で、議案第32号、和水町税条例等の一部改正について、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第7 議案第33号 和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第7、議案第33号「和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） 議案第33号、和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に

関する基準を定める条例の一部改正につきまして、御説明申し上げます。

和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成30年6月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

提案理由を申し上げます。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第46号）の施行に伴い条例を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。

新旧対照表で御説明申し上げます。2ページ目を御覧ください。左の欄が改正後、右のほうが改正前となっております。この条例は、上位法令である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準省令と同様の規定を設けておりますので、基準省令が改正された場合はこの条例も基準省令同様改正する必要があります。改正する箇所につきましては、放課後児童健全育成事業に携わる職員の資格条件の改正となります。

まず第10条第3項第4号では、学校教育法の規定により、学校の教員となる資格を有する者を放課後児童支援員の基礎資格としまして規定しているところではありますが、教員免許の更新を受けている場合、受けてない場合の取扱を明確にし、有効な教員免許を取得した者を対象とする規定に改正されております。

また、新たに追加されました同条同項第10号につきましては、放課後児童支援員の基礎資格等について、一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認めた者に対象を拡大したのになります。

この放課後児童健全育成事業とは、わかりやすく言いますと、小学校1年生から3年生まで対象とした学童保育のことをいいます。以上で議案第33号、和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第8 議案第34号 和水町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第8、議案第34号「和水町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム施設長 樋口幸広君

○特別養護老人ホーム施設長（樋口幸広君） 議案第34号、和水町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

和水町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成30年6月8日提出、和水町長、高巢泰廣です。

まず、今回の一部改正は、上位法令の改正に伴い条例を改正することから、提案理由の説明から行いますので、提案理由を御覧ください。

提案理由、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）の施行に伴い、介護保険法によるサービス、利用料金の利用者負担割合について改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由です。附則、この条例は平成30年8月1日から施行する。改正内容につきましては、次のページの新旧対照表にて御説明いたします。

第6条の利用料ですが、第6条第1項では、改正前は「介護保険法によるサービスを受けたときは、介護保険によって認定を受けたそれぞれの要介護度に応じた所定の基準額の1割又は2割及び次に定める額とする」を、「1割、2割又は3割及び次に定める額とする」に改め、同条第2号の表に、通所型、緩和型サービス1に「利用料3割3,951円」、通所型、緩和型サービス2に「利用料3割8,103円」を加えております。

以上で、議案第34号、和水町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の一部改正についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第9 議案第35号 平成30年度和水町一般会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第9、議案第35号「平成30年度和水町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 議案第35号、平成30年度和水町一般会計補正予算（第2号）の説明を申し上げます。表紙の裏面を御覧いただきたいと思います。

平成30年度和水町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ18億7,081万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ81億1,740万7,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の追加及び変更は、第2表、地方債補正による。

平成30年6月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

第1表、歳入歳出予算補正について説明を申し上げます。まず歳入の主なものを説明申し上げます。1ページを御覧いただきたいと思います。12款の分担金及び負担金に458万3,000円を追加します。内田地区崖崩れ事業にかかる受益者分担金と、熊本地震被災市町村職員派遣負担金として、益城町に派遣しております職員の人件費にかかる分を負担金として受け入れるものでございます。

14款、国庫支出金に3億6,586万3,000円を追加いたします。主な追加の理由は、学校統合事業にかかる菊水地区の小中学校施設整備関係の国庫補助金と、国民年金事務の人件費にかかる国庫委託金でございます。

15款、国庫支出金に428万7,000円を追加いたします。補正の主なものとして、農林水産業県補助金として、攻めの園芸生産対策事業費の農業機械購入に対する補助金でございます。

17款、寄付金に30万円を追加いたします。図書購入を目的として寄付がっております。

18款、繰入金に1億2,653万7,000円を追加いたします。まず財政調整基金から2,963万9,000円を繰入を行うものです。繰入の理由といたしましては、平成28年度の決算で確定いたしました繰越金から平成29年度中の当初予算並びに補正予算、また、平成30年度の当初予算、それと補正予算第1号に繰越金として計上し、そして、今回の一般会計補正予算、この第2号に19款の繰越金に8,000万円を計上いたしました結果、あくまで予算レベルの金額ですが、繰越金が4,700万円とかなり落ち込むことから、財政調整基金から繰入を行うものでございます。

続いて、公共施設整備基金から8,880万円を繰り入れます。今申し上げました繰越金が落ち込んだことと合わせまして、本来、公共施設の整備に充てるための財源として積み立てた基金であることから、橋梁維持管理費に2,000と80万円、河川改良費に500万円、学校統廃合推進事業に6,300万円を充当をするものでございます。

続いて、熊本地震復興基金から809万8,000円を繰入を行うものでございます。金栗四三の顕彰事業等に繰り入れるものでございます。

19款、繰越金に8,000万円を追加いたします。財源調整によるものでございます。

20款、諸収入を586万4,000円減額をいたします。これは、自主防災組織に対するコミュニティー事業が不採択となったことから減額をするものでございます。

21款、町債に12億9,510万円を追加するものです。追加の理由は、後ほども述べます第2表、地方債補正にて説明を申し上げます。以上で歳入の補正の概要説明を終わります。

続きまして、歳出に移ります。歳出につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書にて説明を申し上げます。11ページを御覧いただきたいと思います。

歳出予算補正の人件費、2節の給料、また3節の職員手当等、そして、4節の共済費につきましては、この増減が各款ごとに出てまいりますけれども、これは当初予算作成時に退職者を除き、新規採用職員などは勤務部署がまだ不明であるために、総務課にまとめて予算措置をしております。今回の補正で、人事異動に伴い、異動先の予算科目に組み直しております。以上の理由によるものですので、以下、説明を省かせていただきたいと思います。

それでは、その他の主なものにつきまして説明を申し上げます。2款、総務費、1項、総務管理費、5目、財産管理費に254万7,000円を追加いたします。庁舎等の修繕費、応急的な修繕料でございます。100万円。それと農業委員会の自動車購入費に149万9,000円を追加いたします。

12ページを御覧いただきたいと思います。2款、総務費、1項、総務管理費、6目、企画費に492万4,000円を追加するものです。これはイメージキャラクター制作委託、それと、新婚さん定住奨励金等に追加するものでございます。同じく10目、地域づくり推進費に389万1,000円を追加いたします。これは、過疎化、高齢化を背景として、地域住民自らが自分たちの地域のことを考えるために、地域計画を策定するというものです。その支援業務委託料として補正をするものでございます。

13ページを御覧いただきたいと思います。3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉

総務費、28節、繰出金を139万円を減額いたします。これは国民健康保険事業会計にかかる職員の
人件費の減に伴うものでございます。その下、2目、高齢者福祉費に2,040万7,000円を追加いた
します。特別養護老人ホーム事業会計への繰出金です。暖房用ボイラーの取替工事と人件費に充
てるものでございます。

14ページを御覧いただきたいと思います。4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生
総務費、28節、繰出金に942万3,000円を追加いたします。これは、簡易水道施設の遠隔監視制御
システム構築業務委託と、新設工事等々に伴うもの、それと菊水中横の教職員住宅跡地にプレハ
ブの資材倉庫建設費の財源とするものでございます。

15ページを御覧いただきたいと思います。6款、農林水産業費、1項、農業費、5目、果樹園
芸費に293万3,000円を追加いたします。これは歳入で説明しましたとおり、農業機械購入費に対
する補助金でございます。その下、6目、旧農業就業改善センター管理費に160万円を追加いたし
ます。アスベスト含有等の解体前の事前調査診断委託料を計上いたしております。

16ページを御覧ください。7款、商工費、1項、商工費、2目、商工振興費に2,359万円を追加
いたします。予算の内容は説明欄に随時記載してありますとおりでございます。御覧いただきた
いと思います。

17ページ、下の8款、土木費、2項、道路橋梁費、2目、道路新設改良費単独と、に、2,521
万5,000円を追加いたします。主な理由といたしまして、人件費の増と合わせまして、用地取得か
ら登記関係までの一連の経費や土地の管理を一括して管理する用地システムの導入委託並びに町
道三宝寺線、それと藤田立石線、それと板楠線の道路改良にかかる測量設計から工事請負費等々
の補正でございます。

18ページを御覧いただきたいと思います。8款、土木費、2項、道路橋梁費、4目、橋梁維持
費に2,080万円を追加いたします。町道蛇田高野線にかかる中島橋、これ石橋でございますが、維
持工事費の補正でございます。その下、8款、土木費、3項、河川費、4目、河川改良費に586
万円を追加いたします。中十町区の集落内を流れます古園川改良のための設計業務委託料の補正
でございます。

9款、消防費、1項、消防費、3目、消防施設費に1,364万2,000円を追加いたします。工事請
負費は、県道拡張により内田区の防火水槽がなくなり、代わりに河川を水利とするための進入道
路の工事、それと、江栗地区の防火水槽横が陥没して、ポンプ車が横付けできずに利用できなく
なっていることから工事を行うものでございます。備品購入は小型ポンプと積載車を購入予定
でございます。その下、5目、災害対策費に1,080万8,000円を追加いたします。防災マップの作
成委託料を計上いたしております。なお、これまで前回21年度に作成を行っております。工事請
負費は防災無線外部局の増設工事、場所は山十町坂本地区に設置するものでございます。備品購
入は、国の規格に合ったJアラート、全国緊急連絡網のやつでございます。その国基準であり
ましたJアラート機の購入を予定をいたしております。

19ページを御覧いただきたいと思います。教育費、1項、教育総務費、6目、学校統合費に16

億7,945万円を追加いたします。菊水中央小学校並びに菊水中学校の改修工事のための補正でございます。その下、1目、学校管理費に201万2,000円を追加いたします。三加和中学校特別支援教室を一部屋増設することに伴う空調施設の工事を行うものでございます。

20ページを御覧いただきたいと思います。10款、教育費、4項、社会教育費、3目、公民館費に、図書購入の目的寄付がありましたので、備品購入費として計上をいたしております。その下、4目、文化財保護費に194万7,000円を追加いたします。これは江田地区にあります家庭薬組合の建造物を国文化庁へ文化財登録するための調査費でございます。並びに、田中城ミュージアムの入口であります旧春富小学校のグラウンドの入口、傾斜地を緩やかにする工事費の費用に充てるものです。

10款、教育費、5項、保健体育費、1目、保健体育総務費に3,388万1,000円を追加いたします。これは、金栗生家を活用して展示するための展示品作成業務や、江崎グリコとの共同展示にかかる旅費、そして、金栗顕彰事業委託料の追加、並びに21ページの仮設トイレ等の給排水管の設置、駐車場整備等々にかかる工事請負費を計上いたしております。同じく2目、体育施設費に521万2,000円を追加いたします。これは総合グラウンド水道用の加圧ポンプの取替工事、また、スカイドームのランニングマシンの備品の購入をするものでございます。以上で歳入予算の補正についての説明を終わります。

4ページをお開きください。第2表、地方債補正について説明を申し上げます。まず、地方債の追加といたしまして、公共施設除却事業、これ合併特例債でございます。300万円を追加するものです。これは菊水教職員住宅の除却並びに旧農業就業改善センターの解体にかかる調査費に充てるものでございます。その下、防災施設整備事業、これは緊急防災減災事業債として1,020万円を追加いたします。これは、防災行政無線の野外支局、防災無線外部スピーカー設置と、Jアラート受信機購入に充てるものでございます。その下、菊水区域学校施設改修等事業、これも合併特例債に12億5,370万円を追加いたします。菊水区域の小中学校改修事業にかかるものでございます。その下、学校空調新設事業、合併特例債に190万円を追加いたします。三加和中学校特別支援教室に設置する空調工事に充てるものでございます。

5ページを御覧いただきたいと思います。地方債補正の今度は変更の説明を申し上げます。県営圃場整備事業、これ過疎債でございます。以下、変更に関しましては全部過疎債でございます。1,700万円を減額し、1,000万円といたします。これは、平成29年度末に県からの予算が追加補正され、その分が平成29年度の繰越事業となりました。結果、平成30年度事業費を縮小することとなり、その財源としていた過疎債について減額をするものでございます。その下、道路整備事業に3,820万円を追加し、2億6,240万円といたします。これは道路新設改良事業に充当する分でございます。その下、消防施設整備事業に510万円を追加し、1,450万円といたします。これは、消防設備費の消防ポンプ積載車購入に充当するものでございます。

以上、議案第35号、平成30年度和水町一般会計補正予算（第2号）の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第10 議案第36号 平成30年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第10、議案第36号「平成30年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 石原君

○税務住民課長（石原康司君） ただ今議題となりました議案第36号、平成30年度和水町国民健康保険事業会計補正予算について、提案理由の説明をいたします。表紙の裏面のほうをお開きください。

平成30年度和水町の国民健康保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ477万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ14億6,250万5,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成30年6月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

内容につきましては、5ページ、6ページにて御説明を申し上げます。まず5ページのほうをお開きください。5ページにつきましては、歳入のほうから説明をいたします。6款、県支出金、1項、県負担金、2項、県補助金、すいません、歳入の6の県支出金、2、県補助金、1款、保険給付等交付金261万6,000円の増額となります。この分は、今回歳出のほうで計上しております特定保険事業、また、町立病院の繰出金の増額に対する交付金の増額部分となります。その下の9の繰入金、一般会計繰入金につきましては、先ほど一般会計のほうでありましたように、4月の人事異動に伴いまして人件費のほうが減額となりましたので、その分の一般会計からの繰入金が減額となっております。

続きまして、6ページのほうを御覧ください。歳出のほうの補正となります。まず、1款、総務費、一般管理費につきましては、4月の人事異動に伴いまして、人員の配置換えがありましたので、人件費のほうが739万円の減額となっております。続きまして、6款、1項、特定検診等事業費につきましては、委託料としまして66万5,000円の増額補正となっております。これは、今年度の人間ドックの希望者等を3月の末まで申込みを受け付けました結果、当初見込みでは110名見込んでおりましたが、123名の希望がありまして、13名多くなりましたので、その分66万5,000円の増額の補正となっております。この増額分につきましては、先ほど歳入のほうの交付金のほうで補填されることとなります。同じくその下、県支出金、繰出金、直営施設等診療施設勘定繰出金、この部分につきましては、町立病院のほうに交付金として出しておりますが、町立病院の統合系医療情報システム、この導入にかかる費用のほうが増額ということで報告がありましたので、この増額分に対する補正となっております。この増額分につきましても、先ほど歳入のほうの交付金のほうで補填されることとなっております。

以上で、議案第36号、平成30年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）の提案理由

の説明いたします。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第11 議案第37号 平成30年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第11、議案第37号「平成30年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）」を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム施設長 樋口幸広君

○特別養護老人ホーム施設長（樋口幸広君） 議案第37号、平成30年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。平成30年度和水町の特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,040万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億9,884万7,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成30年6月8日提出、和水町長高巢泰廣です。

まず、歳出について説明いたします。6ページを御覧ください。1款、総務費、1項、施設管理費、1目、一般管理費、2節の給料797万7,000円ほか、3節の職員手当と4節の共済費の増額につきましては、主に4月の人事異動による人件費の増額となっております。次に、15節の工事請負費で552万1,000円増額しております。これは、暖房用ボイラーのタンクに亀裂が生じ、起動することができなくなり、ボイラーの交換を行うものです。

次に、2款、サービス事業費、1項、居宅サービス事業費、1目、居宅サービス事業費、2節の給料1万4,000円ほか、3節の職員手当と4節の共済費、合計14万2,000円の増額につきましても、人件費の増額でございます。

次に、歳入について説明いたします。5ページを御覧ください。9款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、一般会計繰入金を2,040万7,000円増額補正いたします。総額を3,516万円とするものでございます。大変申し訳ございませんが、町からの繰入金を歳入財源として充当するものでございます。

以上で、議案第37号、平成30年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第12 議案第38号 平成30年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第12、議案第38号「平成30年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋光浩君） 議案第38号、平成30年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明をいたします。表紙の裏面を御覧ください。

平成30年度和水町の簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条第1項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ942万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6,002万4,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成30年6月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

内容について歳出から御説明します。予算書資料の6ページを御覧ください。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費を7,000円減額し、889万6,000円となります。これは給与改定によるものでございます。2款、衛生費、1項、施設管理費、1目、施設管理費を653万円増額し、2,092万2,000円となります。13節の委託料について、128万8,000円増額しております。これは、水道施設の日常動作や異常時の設備状況についての遠隔監視通報システム構築にかかる委託料でございます。15節、工事請負費について、524万2,000円を増額しております。工作物工事請負費166万7,000円については、新規加入者等のための配水管布設工事や大東地区配水地の塩素注入点検こう設置工事でございます。また、工事請負費357万5,000円については、馬場地区配水池の内部塗装の塗替え工事でございます。

2款、衛生費、1目、施設建設費、15節、工事請負費について290万円としております。これは、簡易水道の備品を保管している資材倉庫が、現在、馬場配水池横にありますが、老朽化し、また、衛生的に状況が悪いため、今回、役場横の大東配水池横にある教職員住宅の跡地に新たに造るものでございます。

次に、歳入でございますが、5ページを御覧ください。5款、繰入金、1目、一般会計繰入金を942万3,000円増額し、3,360万6,000円となります。これは、今回の事業費増のため増額するものでございます。

以上で、議案第38号、平成30年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第13 議案第39号 平成30年度和水町春富財産区特別会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第13、議案第39号「平成30年度和水町春富財産区特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総合支所長兼住民課長 樋口哲男君

○総合支所長兼住民課長（樋口哲男君） ただ今議題となりました議案第39号、平成30年度和水町春富財産区特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。予算書、表紙の裏面を御覧ください。

平成30年度和水町の春富財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳

入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成30年6月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

次のページ、1ページの第1表を御覧ください。歳入でございますが、1款、財産収入、1項、財産売払収入に22万3,000円を増額補正し、2款、繰越金、1項、繰越金を22万3,000円減額補正するものです。

次に2ページをお開きください。歳出でございますが、歳出についての補正はございません。

次の3ページから第1表の資料の事項別明細書でございます。5ページをお開きください。今回の補正は、春富財産区内の保安林の維持管理と収入確保のため、間伐事業を実施しました。事業主体は玉名森林組合であり、間伐作業から市場への販売、一連の収入と支出の精算額が確定しましたので、1款1項1目、不動産売払収入については、右端の説明欄のとおり、立木売払収入として補正するものでございます。

なお、2款1項1目、繰越金については、説明欄のとおり、前年度繰越金の財源調整によるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第39号、平成30年度和水町春富財産区特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第14 議案第40号 平成30年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第14、議案第40号「平成30年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町立病院事務部長 池上君

○町立病院事務部長（池上圭造君） ただ今議題となりました議案第40号、平成30年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。表紙の裏面を御覧ください。

平成30年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）、総則、第1条、平成30年度和水町病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。収益的収入及び支出の補正、第2条、平成30年度和水町病院事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款、病院事業収入、補正前の額8億5,347万3,000円、補正額1,887万4,000円、計8億7,234万7,000円。第1項、医業収益7億971万円、補正額、1,887万4,000円の増額、計7億2,858万4,000円。支出、第1款、病院事業費用、補正前の額8億5,347万3,000円、補正額1,887万4,000円、計8億7,234万7,000円。第1項、医業費用、補正前の額7億8,980万1,000円、補正額1,872万4,000円の減額、失礼しました、増額ですね。計8億852万5,000円。第3項、健康管理センター費用、補正前の額1,509万1,000円、補正額15万円の増額、計1,524万1,000円。

資本的収入及び支出の補正、第3条、予算、第4条、本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,256万8,000円を、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,293万7,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款、資本的収入、補正前の額7,298万5,000円、補正額6,435万1,000円、計1億3,733万6,000円。第2項、企業債、補正前の額0円、補正額6,240万円、計6,240万円。第3項、国庫補助金、補正前の額3,189万5,000円、補正額195万1,000円、計3,384万6,000円。

支出、第1款、資本的支出、補正前の額1億555万3,000円、補正額6,472万円、計1億7,027万3,000円。第1項、建設改良費、補正前の額4,892万1,000円、補正額6,472万円、計の1億1,364万1,000円。

議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正、第4条、予算第7条中、定めた経費の金額を次のように定める。1、職員給与費5億7,798万6,000円、補正額1,887万4,000円、合計が5億9,686万円。平成30年6月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

補正の内容につきまして、補正予算の実施計画により説明いたします。まずは4ページの支出を御覧ください。1款、病院事業費用、1項、医業費用、1目、給与費の職員の退職及び4月の異動等に伴い、1,872万4,000円の増額。3項、健康管理センター費用で、同じく職員の異動に伴い15万円の増額で、支出の合計1,887万4,000円となっております。なお、収入につきましては、前項、3ページの1款1項1目、入院収益後期高齢者診療報酬収益1,887万4,000円を増額しております。

続きまして、6ページの資本的支出を御覧ください。1款、資本的支出、1項、建設改良費、1目、資産購入費で、システム変更購入に要する費用として218万3,000円の増額でございます。2目、施設費で診療棟の空調改修工事に要する費用としまして6,253万7,000円を増額でございます。支出の合計が6,472万円となっております。

収入につきましては、5ページの1款、資本的収入、2項、企業債、1目、企業債及び3項、国庫補助金、1目、国庫補助金で6,435万1,000円を増額しております。

今回の補正では、人件費及び建設改良費を補正しておりますので、7ページ以降は給与明細書になります。また、12ページから17ページには補正内容の説明書を添付させていただいております。御覧くださいませ。

以上、議案第40号、平成30年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようによろしくお願いいたします。

日程第15 議案第41号 字の区域の変更について

○議長（蒲池恭一君） 日程第15、議案第41号「字の区域の変更について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

農林振興課長 富下君

○農林振興課長（富下健次君） 議案第41号、字の区域の変更について御説明を申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、和水町の字の区域を次のとおり変更するものとする。平成30年6月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

今回の字の区域を変更するのは、和水町板楠字鞆筒、阿蘇面、長葉山の一部を区画整理により区域の変更を行うものでございます。

対象となる事業及び経過について御説明を申し上げます。事業名、県営和水東部地区有山換地工区土地改良事業区画整備でございます。平成24年度施工申請及び採択を受けております。平成25年度より換地委員会により換地原案を作成していただきまして、26年より面工事のほうに着手し、その他計画変更等を経て平成29年完了整備、確定測量となっております。

以上で議案第41号、字の区域の変更についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第16 議案第42号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について

○議長（蒲池恭一君） 日程第16、議案第42号「定住自立圏の形成に関する協定の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長 高木君

○まちづくり推進課長（高木浩昭君） ただ今議題となりました議案第42号、定住自立圏の形成に関する協定の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

定住自立圏構想推進要項、平成20年12月26日、総行応第39号、総務事務次官通知に基づき、山鹿市と和水町との間において、定住自立圏形成協定を別紙のとおり締結することについて、地方自治法第96条第2項の規定による和水町議会の議決すべき事件に関する条例（平成24年和水町条例第18号）の規定により、議会の議決を求める。平成30年6月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

定住自立圏の形成に関する協定の締結については、地方自治法第96条第2項の規定による和水町議会の議決すべき事件に関する条例、第2条第2号の規定により議決の議決を要することから、本定例会に提案するものでございます。

定住自立圏は、総務省が定める定住自立圏構想推進要項において、人口減少が進行する中で、地方圏において安心して暮らせる地域を形成し、当該圏域全体の活性化を図ることを目的としています。圏域を形成する中心市と近隣市町村が連携し、定住のための暮らしに必要な諸機能を総体として確保するとともに、自立のための基盤や、地域の誇りを培い、全体として魅力ある地域を形成していくことを目的としております。目指しております。なお、中心市と近隣市町とが一対一の協定を結ぶことを積み重ねる結果として形成される圏域ということでございます。

では、協定書の内容の説明を申し上げます。次のページを開いてください。第1条は本協定の目的規定でございます。中心市宣言をされた山鹿市と和水町との間で、双方の区域全体の住民福祉の向上と地域振興を図るため、定住自立圏を形成することを目的としております。第2条では、

第3条に規定する政策分野等への取り組みについて、相互の役割分担、それから連携を図り、共同または補完し合うこととしております。第3条では、連携する取り組み政策分野として3分野を掲げています。1、生活機能の強化に関すること。2、結びつきやネットワークの強化に関すること。3、圏域マネジメント能力の強化に関すること。なお、各分野の取り組みについては、別表第1から3に掲げております。

第4条では、事務執行等費用負担の方法について、第5条と6条では、協定の変更、廃止について、議会の議決を経ることを規定しております。第7条では、疑義が生じた場合の協議を定めたおります。

以上、本協定書の概要を説明いたしました。なお、各政策分野の取組事項については、各担当課におきまして、分野ごとの協議を重ねて合意してきたものでございます。協定締結後は、圏域の目指すべき姿を示す定住自立圏共生ビジョンを策定しまして、各政策分野の事業に順次取り組んでいくこととなります。

以上、議案第42号、定住自立圏の形成に関する協定の締結についての提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第17 陳情等の常任委員会付託について

○議長（蒲池恭一君） 日程第17、陳情等の常任委員会付託について。5月までに受理した陳情等は、お手元に配りました陳情等文書受付一覧表のとおりです。1件を厚生建設経済常任委員会に付託しましたので報告します。

以上で本日の日程は全部終了しました。11日の一般質問は、午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。御起立願います。お疲れさまでした。

散会 午前11時18分